

**軽** 減割合が見直しされました

保険料の均等割に係る軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度】（2018年度）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者の全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	9割軽減

【令和元年度】（2019年度）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者の全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	<u>8割軽減</u>

# 後期高齢者 医療制度

## 問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

(札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階)

☎011-290-5601

市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階)

☎01654③2111(内線3118)

**適** 用範囲が見直しされました

保険料の均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度】（2018年度）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和元年度】（2019年度）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + ( <u>28万円</u> × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + ( <u>51万円</u> × 世帯の被保険者数)	2割軽減

**被** 扶養者だった方の均等割軽減措置期間が見直しされました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度】（2018年度）

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

【令和元年度】（2019年度）

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<u>制度加入から2年を経過する月までの期間のみ</u> 5割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が8.5割、または8割に該当することがあります。



## ◆令和元年度（2019年度）の保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。



均等割 【1人当たりの額】 5万205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 {平成30年(2018年)中の所得 - 33万円} × 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
----------------------------	---	---	---	--------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

納入通知書の一部に「平成31年度」と記載がありますが、「令和元年度」に読み替えをお願いします。